

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和6年5月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240501	有限会社 北郷タクシー (法人番号 4380002029186) 代表者橋本 重満	福島県南相馬市鹿島区江垂字榎町3番地	本社営業所	福島県南相馬市鹿島区江垂字榎町3番地、4番地	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	令和5年11月6日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者の指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。